

議案第49号

平成30年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算

平成30年度藤岡市の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成30年2月27日提出

平成30年3月19日可決

藤岡市長 新井利明

第1表 歳入歳出予算

歳入 特定地域生活排水処理事業特別会計

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額		
1 分担金及び負担金		1,290					
	1 分担金	1,290					
2 使用料及び手数料		9,574					
	1 使用料	9,574					
3 国庫支出金		3,636					
	1 国庫補助金	3,636					
4 県支出金		1,020					
	1 県補助金	1,020					
5 財産収入		2					
	1 財産運用収入	2					
6 繰入金		7,691					
	1 一般会計繰入金	6,201					
	2 基金繰入金	1,490					
7 繰越金		100					
	1 繰越金	100					
8 諸収入		2					
	1 市預金利子	1					
	2 雑入	1					
9 市債		5,300					
	1 市債	5,300					
			歳	入	合	計	28,615

